

二
良質な医療を提供する体制の確立を図るための医療法等の一部を改正する法律案
要綱

良質な医療を提供する体制の確立を図るための医療法等の一部を改正する法律案要綱

第一 改正の趣旨

良質な医療を提供する体制を確立するため、都道府県を通じた医療機関に関する情報の公表制度の導入等医療に関する選択に資する情報の提供の推進、医療の安全を確保するための体制の整備、医療計画制度の拡充・強化等を通じた医療提供体制の確保の推進、地域における医療従事者の確保の推進、非営利性の強化等医療法人に関する制度の見直し、行政処分を受けた医師等に対する再教育制度の創設等医療従事者の資質の向上等の措置を講ずること。

第二 医療法の一部改正

一 総則に関する事項

(一) 目的規定

「医療を受ける者による医療に関する適切な選択を支援するために必要な事項」、「医療の安全を確保するために必要な事項」及び「医療提供施設相互間の機能の分担及び業務の連携を推進するために必要な事項」をこの法律に定める事項として追加するとともに、「医療を受ける者の利益の保護及

び良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保」をこの法律の目的として明記すること。 （第一条関係）

(二) 医療提供の理念及び医療提供施設の責務の見直し

イ 医療提供の理念として、医療を受ける者の意向を十分に尊重すること及び医療提供施設の機能（以下「医療機能」という。）に応じ福祉サービスその他の関連するサービスとの有機的な連携を図ることを追加すること。 （第一条の二第二項関係）

ロ 病院又は診療所の管理者は、当該病院又は診療所を退院する患者が引き続き療養を必要とする場合には、保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との連携を図り、適切な環境の下での療養の継続に配慮しなければならない旨を規定すること。 （第一条の四第四項関係）

二 医療に関する選択の支援等に関する事項

(一) 国及び地方公共団体並びに医療提供施設の責務

イ 国及び地方公共団体は、医療を受ける者が病院、診療所又は助産所の選択に関して必要な情報を容易に得られるよう、必要な措置を講ずるよう努めなければならないものとすること。 （第六条

の二第一項関係)

口 医療提供施設の開設者及び管理者は、その提供する医療について正確かつ適切な情報を提供するとともに、患者又はその家族からの相談に適切に応ずるよう努めなければならないものとすること。

。 (第六条の二第二項関係)

(二) 病院、診療所又は助産所（以下「（二）において「病院等」という。」）の管理者は、医療を受ける者が病院等の選択を適切に行うために必要な情報として厚生労働省令で定める事項を都道府県知事に報告し、当該病院等において閲覧に供しなければならないものとするとともに、都道府県知事は報告された事項の内容を公表しなければならないものとすること。 (第六条の三関係)

(三) 入退院時の書面の作成及び交付等

イ 病院又は診療所の管理者は、患者を入院させたときは、入院中の治療に関する計画等を記載した書面の作成並びに交付及び適切な説明が行われるようにしなければならない等とすること。 (第六

条の四第一項、第二項及び第四項関係)

ロ 病院又は診療所の管理者は、患者を退院させるとときは、退院後の療養に必要な保健医療サービス

又は福祉サービスに関する事項を記載した書面の作成、交付及び適切な説明が行われるよう努めなければならない等とすること。（第六条の四第三項及び第五項関係）

(四) 医業、歯科医業又は助産師の業務等の広告

イ この法律における規定の仕方を見直すこと等により、医業等に関する広告できる事項を拡大すること。（第六条の五及び第六条の七関係）

ロ 法律の規定に違反して医業等に関する広告を行つた者に対する都道府県知事、保健所設置市の市長及び特別区の区長による立入検査及び当該広告の中止等の命令に係る権限を規定するとともに、罰則の適用について見直しを行うこと。（第六条の八関係）

三 医療の安全の確保に関する事項

(一) 国並びに都道府県、保健所設置市及び特別区は、医療の安全に関する情報の提供、意識の啓発等、医療の安全の確保に関し必要な措置を講ずるよう努めなければならないものとすること。（第六条の九関係）

(二) 病院、診療所又は助産所の管理者は、厚生労働省令で定めるところにより、医療の安全を確保する

ための指針の策定、研修の実施等、医療の安全を確保するための措置を講じなければならないものとすること。（第六条の十関係）

(三) 都道府県、保健所設置市及び特別区は、医療安全支援センター（患者又はその家族からの医療に関する苦情への対応、医療の安全の確保に関する情報の提供及び研修の実施等の事務を実施する施設をいう。）を設けるよう努めなければならない等とすること。（第六条の十一関係）

四 病院、診療所及び助産所に関する事項

(一) 患者を入院させるための施設を有する診療所の許可等

イ 患者を入院させるための施設を有する診療所（以下「有床診療所」という。）の一般病床の設置又は病床数等の変更について、所在地の都道府県知事の許可を受けなければならないものとすること。（第七条第三項関係）

ロ 有床診療所の管理者について、同一の患者を四十八時間を超えて入院させることのないよう努めなければならないとする規定を廃止するとともに、入院患者の病状の急変時における適切な治療の提供のため、他の病院又は診療所との緊密な連携を確保しなければならない等とすること。（第

(十三条関係)

- (二) 都道府県知事は、病床過剰地域における公的医療機関等の病床について、正当な理由がないのに業務を行つていない病床数の範囲内で、病床数削減の許可変更のための措置を採るべきことを命ずることができるものとすること。 (第七条の二第三項関係)
- (三) 厚生労働大臣より第三の二及び第四による再教育研修を命じられた医師、歯科医師等であつて、再教育研修を修了した旨の医籍等への登録を受けていないものは、病院、診療所等の管理者にはなれないこと等とすること。 (第七条第一項及び第二項並びに第十条関係)
- (四) 地域医療支援病院の管理者は、居宅等における医療を提供する医療提供施設等の連携の緊密化のための支援等、居宅等における医療の提供の推進に関し必要な支援を行わなければならないものとすること。 (第十六条の二第二項関係)
- (五) 特定機能病院の管理者は、五の(二)の医療計画に定める医療連携体制が適切に構築されるよう配慮しなければならないものとすること。 (第十六条の三第二項関係)
- (六) 助産所の開設者は、嘱託する医師及び病院又は診療所を定めておかなければならぬものとすること

と。 （第十九条関係）

五 医療提供体制の確保に関する事項

(一) 基本方針

イ 厚生労働大臣は、良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保（以下「医療提供体制の確保」という。）を図るための基本方針を定めるものとすること。（第三十条の三第一項関係）

ロ 基本方針は、医療提供体制の確保のため講じようとする施策の基本となるべき事項、医療提供体制の確保に係る目標に関する事項等について定めるものとすること。（第三十条の三第二項関係）

ハ 厚生労働大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表するものとすること。（第三十条の三第三項関係）

(二) 医療計画

イ 都道府県は、基本方針に即して、かつ、地域の実情に応じて、当該都道府県における医療提供体制の確保を図るための計画（以下「医療計画」という。）を定めるものとすること。（第三十条の

四 第一項関係

口 医療計画においては、厚生労働省令で定める疾病の治療又は予防に係る事業及び救急医療、へき地の医療、小児医療等の確保に必要な事業（以下「救急医療等確保事業」という。）に関する事項、医療機能に関する情報の提供の推進に関する事項等を定めるものとすること。（第三十条の四第

二項関係）

ハ 都道府県は、地域の関係者による協議を経て、口の医療ごとに医療連携体制（医療提供施設相互間の機能の分担及び業務の連携を確保するための体制をいう。以下同じ。）が構築されるよう配慮するとともに、患者が退院後においても継続的に適切な医療を受けることが確保されるように、並びに医療提供施設及び居宅等において提供される保健医療サービス等との連携が確保されるようにならなければならないものとすること。（第三十条の四第三項関係）

二 都道府県は、医療計画の作成又は医療計画に基づく事業の実施のために必要があると認めるときは、市町村その他の官公署、医療保険者又は医療提供施設の開設者若しくは管理者に対し、医療機能に関する情報その他の必要な情報の提供を求めることができるものとすること。（第三十条の五
関係）

ホ 都道府県は、医療計画に達成すべき目標を定めるとともに、少なくとも五年ごとに、目標の達成状況等の調査、分析及び評価を行い、必要があると認めるときは、医療計画を変更するものとすること。（第三十条の四第二項及び第三十条の六関係）

ヘ 医療提供施設の開設者及び管理者は、医療連携体制の構築のために必要な協力をするよう努めるものとすること。（第三十条の七第一項関係）

ト 病院又は診療所の管理者は、居宅等において医療を提供し、又は居宅等における医療の提供に關し必要な支援を行うよう努めるものとすること。（第三十条の七第二項関係）

チ 国は、都道府県に対し、予算の範囲内で、医療計画に基づく事業に要する費用の一部を補助することができるものとすること。（第三十条の九関係）

(三) 医療従事者の確保等に関する施策等

イ 都道府県は、公的医療機関等の管理者その他の関係者との協議の場を設け、これらの者の協力を得て、救急医療等確保事業に係る医療従事者の確保等の事項に関し必要な施策を定め、これを公表しなければならないものとすること。（第三十条の十二第一項関係）

口 公的医療機関等の管理者等は、都道府県からイの協議に参画するよう求めがあつた場合には、これに協力するよう努めなければならないものとすること。 (第三十条の十二第二項関係)

ハ 医師、歯科医師、薬剤師、看護師その他の医療従事者は、イにより都道府県が定めた施策の実施に協力するよう努めなければならないものとすること。 (第三十条の十三関係)

(四) 公的医療機関

イ 公的医療機関は、(三)のイにより都道府県が定めた施策の実施に協力しなければならないものとすること。 (第三十一条関係)

ロ 厚生労働大臣又は都道府県知事は、公的医療機関の開設者又は管理者に対して、医療計画に定められた救急医療等確保事業に係る医療の確保に関し必要な措置を講ずることを命ずることができるものとすること。 (第三十五条関係)

六 医療法人に関する事項

(一) 医療法人について、地域における医療の重要な扱い手としての役割を積極的に果たす等、責務に関する規定を設けること。 (第四十条の二関係)

(二) 医療法人が病院、診療所又は介護老人保健施設の業務に支障のない限り行える業務として、有料老人ホームの設置等を追加すること。 (第四十二条関係)

(三) 社会医療法人

イ 医療法人のうち、救急医療等確保事業に係る業務を行つてること等の要件に該当するものとして、都道府県知事の認定を受けたもの（以下「社会医療法人」という。）は、その収益を当該社会医療法人が開設する病院、診療所又は介護老人保健施設の経営に充てることを目的として、厚生労働大臣が定める業務（以下「収益業務」という。）を行うことができるものとすること。 (第四十

二条の二第一項関係）

ロ 都道府県知事は、社会医療法人の認定に当たつては、あらかじめ、都道府県医療審議会の意見を聴かなければならぬものとすること。 (第四十二条の二第二項関係)

(四) 医療法人が定款又は寄附行為をもつて残余財産の帰属すべき者に関する規定を設ける場合等には、その者は、国若しくは地方公共団体又は医療法人その他の医療を提供する者であつて厚生労働省令で定めるもののうちから選定されるようにしなければならないものとすること。 (第四十四条第四項及

び第五十条第四項関係)

(五) 医療法人の管理

イ 役員の任期及び監事の職務について所要の規定を設けること。 (第四十六条の二第二項及び第四

十六条の四第三項関係)

ロ 社団たる医療法人の社員総会について所要の規定を設けること。 (第四十八条の三及び第四十八条の四関係)

ハ 財團たる医療法人の評議員会について所要の規定を設けること。 (第四十九条から第四十九条の

四まで関係)

二 医療法人が作成する事業報告書等及び監事等の作成する監査報告書について所要の規定を設けること。 (第五十一条及び第五十二条の二関係)

ホ 医療法人、社会医療法人及び都道府県知事のそれぞれについて事業報告書等の閲覧に関する所要

の規定を設けること。 (第五十一条の二及び第五十二条関係)

社会医療法人債

(六)

イ 社会医療法人について、社会医療法人債の発行、募集等に関する所要の規定を設けること。 （第五十四条の二から第五十四条の七まで関係）

五十四条の二から第五十四条の七まで関係）

ロ 社会医療法人債は、担保付社債信託法で定める社債とみなすものとすること。 （第五十四条の八
関係）

(七) 社会医療法人の認定の取消し及び収益業務の停止に関する要件等を定めること。 （第六十四条の二

関係）

七 その他

罰則その他所要の規定の整備を行うものとすること。

第三 医師法の一部改正

一 医師の処分等に関する事項

(一) 処分類型として新たに「戒告」を設けるとともに、医業停止期間の上限を三年とすること。 （第七

条第二項関係）

(二) 一定の事由により免許の取消処分を受けた医師について、処分の日から起算して五年を経過しない

場合には再免許を与えないものとすること。 (第七条第三項関係)

(三) 厚生労働大臣は、医師について処分をすべきか否かを調査する必要があると認めるときは、当該職員をして当該事案に關係のある病院その他の場所に立ち入り、診療録等を検査させること等ができるものとすること。 (第七条の三第一項関係)

二 再教育研修に関する事項

(一) 厚生労働大臣は、処分を受けた医師等に対し、医師としての倫理の保持又は医師として具有すべき知識及び技能に関する研修 (二において「再教育研修」という。) を受けるよう命ずることができる

ものとすること。 (第七条の二第一項関係)

(二) 厚生労働大臣は、再教育研修を修了した者について、その申請により、再教育研修を修了した旨を医籍に登録するとともに、再教育研修修了登録証を交付するものとすること。 (第七条の二第二項及び第三項関係)

三 医師の氏名等の公表に関する事項

厚生労働大臣は、医療を受ける者その他国民による医師の資格の確認及び医療に関する適切な選択に

資するよう、医師の氏名等を公表するものとすること。 (第三十条の二関係)

四 その他

罰則その他所要の規定の整備を行うものとすること。

第四 歯科医師法の一部改正

第三と同様の改正を行うものとすること。 (第七条第二項及び第三項、第七条の二第一項から第三項まで、第七条の三第一項並びに第二十八条の二関係)

第五 保健師助産師看護師法の一部改正

一 保健師免許等の付与に関する事項

保健師又は助産師にならうとする者は、保健師国家試験又は助産師国家試験に加え、看護師国家試験にも合格しなければならないものとすること。 (第七条及び第十二条関係)

二 保健師等の名称に関する事項

保健師、助産師、看護師又は准看護師でない者は、保健師、助産師、看護師若しくは准看護師又はこれらに紛らわしい名称を使用してはならないものとすること。 (第四十二条の三関係)

三 第三の一の(一)及び(二)並びに二と同様の改正を行うものとすること。 (第十四条及び第十五条の二第一項から第五項まで関係)

(一) 第三の一と同様の改正を行うものとすること。 (第八条第二項及び第四項並びに第八条の三第一項

四 その他

罰則その他所要の規定の整備を行うものとすること。

第六 薬事法の一部改正

一 薬局に関する事項の報告等に関する事項

薬局について、第二の二の(二)と同様の改正を行うものとすること。 (第八条の二及び第七十二条の三

関係)

二 その他

罰則その他所要の規定の整備を行うものとすること。

第七 薬剤師法の一部改正

一 薬剤師の処分等に関する事項

(一) 第三の一と同様の改正を行うものとすること。 (第八条第二項及び第四項並びに第八条の三第一項

(二) 関係)

(二) 厚生労働大臣は、薬剤師の行政処分等を行うに当たっては、あらかじめ医道審議会の意見を聴かなければならぬものとする等薬剤師の行政処分等に係る手続を整備すること。
(第八条第五項から第十九項まで及び第二十二条第二項関係)

二 再教育研修及び薬剤師の氏名等の公表に関する事項

第三の二及び三と同様の改正を行うものとすること。
(第八条の二第一項から第三項まで及び第二十
八条の二関係)

三 調剤の場所に関する事項

薬剤師は、医療を受ける者の居宅等において調剤の業務の一部を行うことができるものとすること。

(第二十二条関係)

四 その他

罰則その他所要の規定の整備を行うものとすること。

第八 外国医師又は外国歯科医師が行う臨床修練に係る医師法第十七条及び歯科医師法第十七条の特例等に

関する法律の一部改正

一 題名の改正に関する事項

題名を「外国医師等が行う臨床修練に係る医師法第十七条等の特例等に関する法律」に改めるものとすること。（題名関係）

二 臨床修練の対象に関する事項

厚生労働大臣の許可を受けて臨床修練（医療に関する知識及び技能の修得を目的として本邦に入国した外国医師（外国において医師に相当する資格を有する者をいう。）等が厚生労働大臣の指定する病院において臨床修練指導医等の実地の指導監督の下に医業等を行うこと）を行なうことができる者として、新たに外国において助産師、看護師、歯科衛生士、診療放射線技師、歯科技工士、臨床検査技師、理学療法士、作業療法士、視能訓練士、臨床工学技士、義肢装具士、言語聴覚士又は救急救命士に相当する資格を有する者（三において「外国看護師等」という。）を追加するものとすること。（第三条第一項関係）

三 臨床修練の許可等に関する事項

(一) 厚生労働大臣は、外国看護師等が必要な知識及び技能を有すること等の一定の基準に適合していると認めるときでなければ、臨床修練の許可を与えてはならないものとすること。（第三条第二項関係）

(二) 臨床修練の許可を受けた外国看護師等に係る許可の有効期間は、許可の日から起算して一年を超えない範囲内において厚生労働大臣が定める期間とすること。（第三条第五項関係）

四 その他

罰則その他所要の規定の整備を行うものとすること。

第九 施行期日等

一 施行期日

この法律は、平成十九年四月一日から施行すること。ただし、この法律の施行に関し必要な経過措置に関する規定の一部は公布の日から、次の改正規定については各自に定める日から施行すること。

(一) 第二の四の一 平成十九年一月一日

(二) 第二の四の(三)の一部、第五の三及び四の一部並びに第七の一、二及び四 平成二十年四月一日

二 経過措置等

(一)

施行日前に設立された医療法人等であつて、施行日において、その定款又は寄附行為に残余財産の帰属すべき者に関する規定を設けていないもの又は残余財産の帰属すべき者として第二の六の(四)に規定する者以外の者を規定しているものについては、当分の間（当該医療法人が、施行日以後に、残余

財産の帰属すべき者として、これらの者を定める当該定款又は寄附行為の変更をした場合には当該変更につき都道府県知事の認可を受けるまでの間）、第二の六の(四)の規定は適用しないこととすること。

。（改正法附則第十条第二項関係）

(二) その他この法律の施行に関し、必要な経過措置等を定めるとともに、関係法律について所要の規定の整備を行うこと。